# 高額医療貸付及び出産貸付規則

(平 成 20 年 11 月 28 日) 名古屋市職員共済組合規則第4号)

最近改正 令和2年3月31日規則第4号

### 第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号。 以下「法」という。)第112条第1項第4号及び名古屋市職員共済組合定 款第39条第5号の規定に基づき、組合員の高額医療貸付及び出産貸付に関 し必要な事項を定めるものとする。

## (貸付金の財源)

第2条 貸付金の財源は、組合の短期経理からの借入金をもって充てる。

### 第2章 貸付け

### (高額医療貸付)

第3条 高額医療貸付は、組合員(任意継続組合員を含む。)及びその被扶養者が、法第62条の2に規定する高額療養費(以下「高額療養費」という。)の支給の対象となる療養に係る支払いのために臨時に資金を必要とするときに行う。

#### (出産貸付)

- 第4条 出産貸付は、組合員(任意継続組合員を含む。以下本項において同じ。)が次の各号に掲げる事由により臨時に資金を必要とするときに行う。
  - 一 法第63条第1項に規定する出産費(以下「出産費」という。)の支給の対象となる組合員の出産(妊娠4月以上(85日以上をいう。以下同じ。)の異常分べん又は母体保護法(昭和23年法律第156号)に基づく妊娠4月以上の胎児の人工妊娠中絶をした場合を含む。次号において同じ。)
  - 二 法第63条第3項に規定する家族出産費(以下「家族出産費」という。)の支給の対象となる組合員の被扶養者の出産

#### (借受資格)

- 第5条 組合員(任意継続組合員を含む。)は、組合員資格(任意継続組合員にあっては任意継続組合員の資格)を取得した日から高額医療貸付及び出産貸付を受けることができるものとする。
- 2 出産貸付を受けることができる者は、出産費又は家族出産費(以下「出産 費等」という。)の支給を受ける見込みがあり、かつ、次の各号のいずれか に該当する者とする。
  - 一 出産予定日まで2月以内(多胎妊娠の場合は4月以内)の組合員又は出産予定日まで2月以内(多胎妊娠の場合は4月以内)の被扶養者を有する組合員
  - 二 妊娠4月以上の組合員で当該組合員本人の出産について医療機関等に一時的な支払いが必要となった者又は妊娠4月以上の被扶養者を有する組合員で当該被扶養者の出産について医療機関等に一時的な支払いが必要となった者

## (貸付金の限度額)

- 第6条 貸付金の限度額は、次の各号に掲げる貸付の種類に応じ、当該各号に 定める金額とする。
  - 一 高額医療貸付 一の貸付事由ごとに法第57条第1項各号に掲げる医療機関若しくは薬局(以下「保険医療機関等」という。)に支払うべき金額又は支払った金額から、地方公務員等共済組合法施行令(昭和37年政令第352号)第23条の3の2の規定により同条第1項第1号イからへまでに掲げる金額から控除されることとなる金額に相当する金額を控除した額の10分の9

#### 二 出産貸付

- イ 組合員の出産については、一の貸付事由(多胎妊娠の場合は、1産児 べん出ごとに一の貸付事由)ごとに出産費に相当する額
- ロ 被扶養者の出産については、前記イの一の貸付事由ごとに家族出産費 に相当する額

## (貸付金額の単位)

第7条 貸付金の額は、前条の規定による限度額の範囲内において、1千円を 単位として、計算するものとする。

#### (貸付利率)

第8条 高額医療貸付及び出産貸付に係る利息は付さないものとする。

#### (貸付けの申込み)

- 第9条 高額医療貸付の借受人は、貸付申込書に所定の事項を記入のうえ、保 険医療機関等の発行する療養に要する費用の内訳のある請求書又は領収書を 添付して、理事長に提出しなければならない。ただし、理事長が必要と認め る場合は、その所属する甲類所属所の長(所属所が市一般であるときは、乙類 所属所の長。以下同じ。)に提出することができる。
- 2 出産貸付の借受人は、貸付申込書に所定の事項を記入のうえ、次の各号の 区分に応じそれぞれ当該各号に定める書類を添付し、理事長に提出しなけ ればならない。ただし、理事長が必要と認める場合は、その所属する甲類所 属所の長に提出することができる。
  - 一 第5条第2項第1号に掲げる者 母子健康法第16条第1項の規定により交付された母子健康手帳(以下「母子健康手帳」という。)の写し及び 出産予定日まで2月以内(多胎妊娠の場合は4月以内)であることを証明 する書類
  - 二 第5条第2項第2号に掲げる者 母子健康手帳の写し、妊娠4月以上であることを証明する書類及び医療機関等からの一時的な支払いに要する費用の内訳のある請求書又は領収書

#### (貸付けの決定)

第10条 理事長は、貸付申込書の提出を受けたときは直ちにこれを審査し、 貸付けの可否を決定し、借受人に貸付決定通知書を交付するものとする。た だし、理事長が必要と認める場合は、甲類所属所の長を経由して交付すること ができる。

#### (貸付金の交付)

- 第11条 借受人は、前条の貸付決定通知書の交付を受けたときは、借用証書 に理事長が別に定める書類を添え、理事長に提出しなければならない。ただ し、理事長が必要と認める場合は、甲類所属所の長を経由して提出することが できる。
- 2 理事長は前項による書類の提出を受けたときは、直ちに貸付金を交付する

ものとする。

## 第3章 償還

### (償還期間及び金額)

- 第12条 高額医療貸付又は出産貸付に係る貸付金は、当該貸付けに係る高額 療養費又は出産費等が支給されるときに、当該支給される額により償還する ものとする。この場合に、当該支給される額が当該償還額より少ないとき は、その差額は理事長が別に指定する日までに償還するものとする。
- 2 理事長は、当該高額医療貸付金に係る高額療養費が不支給となったことを 知ったとき及び当該出産貸付に係る出産費が不支給になったことを知ったと きは、理事長が別に指定する日までに償還させるものとする。

### (償還の手続き)

- 第13条 理事長は、高額医療貸付に係る貸付金の償還については、借受人に 当該貸付けに係る高額療養費が支給されるときに、当該高額療養費の額から 当該貸付けに係る償還額に相当する額を控除することとし、当該金額をもっ て借受人からの償還があったものとする。この場合に、当該高額療養費の額 が当該償還額より少ないときは、その差額に相当する額を借受人は、償還金 払込書により理事長に払い込むものとする。
- 2 理事長は、出産貸付に係る貸付金の償還については、借受人に当該貸付けに係る出産費等が支給されるときに、当該出産費等の額から当該貸付けに係る償還額に相当する額を控除することとし、当該金額をもって借受人からの償還があったものとする。この場合に、当該出産費等の額が当該償還額より少ないときは、その差額に相当する額を借受人は、償還金払込書により理事長に払い込むものとする。

#### (即時償還)

- 第14条 理事長は、借受人が次の各号のいずれか一に該当するに至ったときは、直ちに、貸付けを取り消し当該借受人に対し、未償還金の即時償還を命じなければならない。
  - 一 申込みの内容に偽りのあることが認められたとき
  - 二 その他この規則に違反したとき

### 第4章 雑則

## (細則)

第15条 この規則の施行に関し必要な書類の様式及びその他の事項については、理事長が別に定める。

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

この規則は、平成29年8月1日から施行する。

この規則は、令和2年4月1日から施行する。